

小治田寺・大后寺の基礎的考察

Basic Study on Oharidadera and Taikoji Temples

吉川真司

YOSHIKAWA Shinji

序

①二つの小治田寺

②大后寺と大后寺領荘園

③大后寺領荘園からみた小治田寺

結語

【論文要旨】

奈良県明日香村奥山に所在する奥山廃寺（奥山久米寺）は、620～630年代に創建された古代寺院と考えられ、古代文献に見える小治田寺に比定されている。しかし、小治田寺の創建事情については、いまだ確固たる定説がない。そこで本稿では、古代～中世の関連史料を読み直すことによって、おおむね次のような結論を得た。

一、飛鳥の小治田寺は7世紀後葉には筆頭格の尼寺であり、8世紀になっても天皇家と深い関わりを有していた。平城遷都とともに平城京北郊への移転が行なわれ、新寺も小治田寺と呼ばれたことが確認される。

二、平安時代以降の史料に見える奈良の大后寺は、その地理的位置から見て、平城小治田寺と同一実体と推定することができる。平城遷都以前から、小治田寺は大后寺という法号を有していたと見るのが自然であろう。

三、『簡要類聚抄』に記された大和国の大后寺領荘園群は、中ツ道の陸運と大和川の水運を押さえる場所に計画的に配置されており、その背後に巨大な権力・財力の存在が窺われる。これらの荘園は小治田寺が創建されて間もない時期に施入されたと考えられ、その立地は奥山廃寺式軒瓦の分布とも照応する点がある。

四、小治田寺は、推古天皇の死を契機として創建された小墾田宮付属寺院と推測され、その意味で、倭国最初の勅願寺・百濟大寺の先蹤をなすものと評価することができる。

【キーワード】 古代寺院、古代荘園、軒瓦、奥山廃寺、推古天皇

序

6世紀中葉に百済から伝えられた仏教は、7世紀倭国の政治・社会に深い影響を及ぼした。まず蘇我氏を中心として信仰が受容され、崇峻元年（588）には倭国最初の本格的伽藍寺院である飛鳥寺の建設が始まった。大臣蘇我馬子が願主となり、推古天皇がこれを支援したため、飛鳥寺は仏教興隆・文明化のセンターとして機能し、また王権を基軸とする政治秩序を支える役割を担った。しかし、やがて仏教護持の主導権は蘇我氏から天皇家へと移っていく。舒明11年（639）、倭国初の勅願寺である百済大寺の造営が開始され、さらに皇極4年（645）のクーデタで蘇我本宗家が滅亡すると、改新政権は仏教尊崇を宣言し、王族・豪族の寺院造営を援助することを約束した。7世紀後半における白鳳寺院の爆発的増加は、このような政策の結果であると見て大過あるまい。⁽¹⁾

このように6～7世紀の仏教史は「蘇我氏から天皇家へ」という流れで捉えることができるが、中枢寺院もそれに伴って「飛鳥寺から百済大寺（のち大官大寺）へ」という推移を示した。各地の寺院で用いられた軒瓦の紋様が、素弁の飛鳥寺式から単弁の山田寺式へと変化したことは、山田寺式軒瓦が百済大寺で創出されたという知見を以てすれば、⁽²⁾ 仏教信仰をめぐる主導権の遷移をよく映し出すものと言えよう。

軒瓦の変遷については、飛鳥寺式と山田寺式の間いくつかの形式があったことが興味深い。その中でも一定の広がりを見せたのが奥山麁寺（奥山久米寺）⁽³⁾ 式軒瓦である。後述の如く、近年の調査・研究によって、奥山麁寺は古代には「小治田寺（小壘田寺）」⁽⁴⁾ と呼ばれたことが確実であり、その檀越については蘇我氏の同族とする学説が有力である。しかし、文献面での検討はさらに深める余地があり、檀越を含めた小治田寺の性格はその上で論定されるべきものとする。それを「飛鳥寺から百済大寺へ」という歴史の文脈に位置づけることは、7世紀史を再考する上で有効な作業となるかも知れない。

本稿は右のような課題意識に基づき、小治田寺を主として文献史料から考察しようとするものである。その際、小治田寺と密接な関係を有したにもかかわらず、これまで全く注目されてこなかった古代寺院、太后寺についても基礎的な検討を加えることにしたい。史料的制約のため試論にとどまる部分も多いが、平安・鎌倉時代の文献史料からいかに飛鳥寺院・飛鳥仏教を論じるか、それが本稿の方法的課題である。

①……………二つの小治田寺

(1) 奥山麁寺と小治田寺

奥山麁寺は奈良県高市郡明日香村奥山に所在する古代寺院遺跡である。飛鳥寺の北、奥山集落の中心部にあつて、寺跡に浄土宗久米寺が建っているため、一般に奥山久米寺と呼ばれてきた。その名称から西方約3km、橿原市久米町の久米寺との関係が注目され、久米寺の奥の院説や前身寺院説が唱えられたほか、久米皇子が創建した寺院との説も出された。⁽⁵⁾ しかし、いずれも確実な証拠を欠

き、今の寺名がいつまで遡るかも判然としない。

奥山廃寺には鎌倉後期の十三重石塔が遺存するが、これは多数の古代礎石がならぶ基壇の上に建っており、石塔の土台となる凝灰岩方形切石は7世紀の石造露盤が転用されたものである⁽⁶⁾。すなわち、消え去った古代木塔を意識しながら中世石塔が建立された可能性があるのだが、1972年から始まった発掘調査によって、この基壇が確かに塔基壇であったこと、伽藍全体は石田茂作が推定したとおり四天王式伽藍配置をとっていたことが立証された⁽⁷⁾。さらに注目すべきは、金堂基壇が東西23.4m、南北19.2m前後という大きさに復原されたこと⁽⁸⁾で、これは倭国第二の勅願寺である川原寺中金堂とほぼ同規模であるばかりか、破格の大きさをもつ百済大寺（吉備池廃寺）金堂を除けば、7世紀中葉以前の金堂のなかで最大の規模となることが判明したのである。このことは奥山廃寺の性格を考える上できわめて重要な知見と言わねばなるまい⁽⁹⁾。

奥山廃寺では飛鳥時代の軒瓦が採集されてきたが、発掘調査によってその点数は格段に増した。奥山廃寺（奥山久米寺）式と称される角端点珠形式の素弁八葉軒丸瓦【図1】を中心に、詳細な型式分類と年代比定が行なわれた結果、奥山廃寺の創建は7世紀第Ⅱ四半紀、ほぼ620～630年代に遡ることが定説化⁽¹⁰⁾した。この創建年代は金堂建立の時期を示すが、その後のプロセスについては見解が分かれる。第一説は塔の建立が7世紀後半（680～690年頃）に遅れ、その際に金堂が改修されたと考え、第二説は塔が金堂に続いて630年代に建てられ、680～690年頃になって伽藍全体が大規模な改修を受けたと見る⁽¹¹⁾。両説の違いは出土した軒瓦の解釈に起因するもので、いずれを是とすべきか、考古学的研究の進展を見守りたい。なお、奥山廃寺の退転は、やはり軒瓦から10世紀頃のことと考えられている。この点については後述したい⁽¹²⁾。

奥山廃寺の寺名については、小澤毅が初めて小治田寺説を提唱したが⁽¹³⁾、1977年、中心伽藍北東の井戸跡から出土した墨書土師器【図2】がこの学説に確証を与えた。大脇潔は墨書を「少治田寺」と判読し、これが小治田寺の別表記であることを考証して、同寺が土師器の年代＝9世紀初頭まで存続していたと論じた⁽¹⁴⁾。私もこの墨書を熟覧する機会を与えられ、第一画に縦棒が入ることから一字目が「少」であること、二字目は「治」と見て問題ない

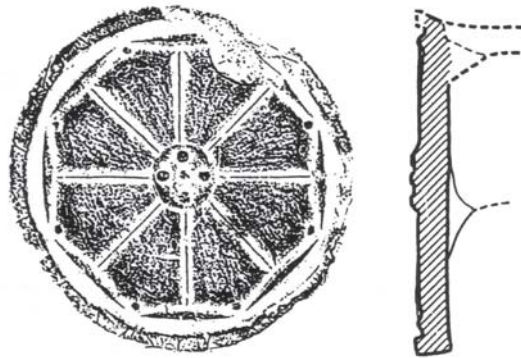


図1 奥山廃寺創建軒丸瓦

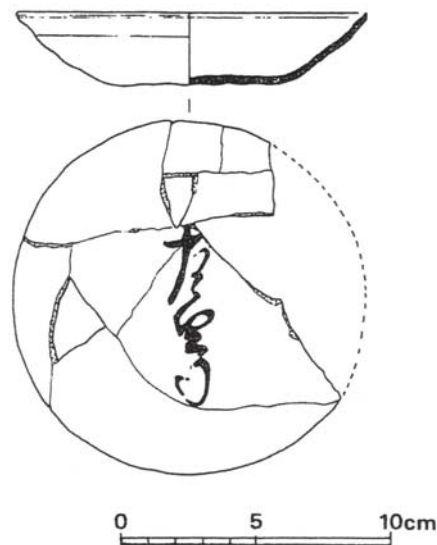


図2 「少治田寺」墨書土師器

こと、三・四字目は明白に「田」「寺」と読めることを確認した。⁽¹⁵⁾要するに「奥山廢寺＝小治田寺」説は鉄案と断じてよく、この飛鳥寺院を文献史料から考察するための確固たる足掛かりが得られたことになる。

発掘調査の成果を承け、奥山廢寺の檀越についても新たな見解が提示された。大脇潔はその寺名から蘇我氏同族の小墾田臣を建立氏族とし、小笠原好彦は同寺の瓦を焼いた窯の立地などから、やはり蘇我氏同族の境部臣摩理勢が檀越であったとする。⁽¹⁶⁾しかし、小笠原説は中核的論拠たる天神山窯の所在地理に問題があり、成立は困難であろう。かと言って大脇説が盤石であるわけでもない。小治田寺の寺名が檀越氏族に基づくものとは限らず、飛鳥寺・斑鳩寺・荒陵寺のように地名による呼称かも知れないからである。たとえ軒瓦から蘇我氏との密接な関係が看取されたとしても、それが直ちに蘇我氏同族の氏寺であることを意味する訳ではあるまい。小治田寺についても多様な可能性を想定しつつ、創建事情を追究するべきではないだろうか。

(2) 文献から見た小治田寺

小治田寺については、いくつかの関係史料が残されている。すでに言及されてきたものばかりであるが、私なりに再解釈を試み、新しい情報を引き出したいと思う。

まず、最も確実な史料は次のようなものである⁽¹⁸⁾（〈 〉内は割注、以下同様）。

【史料①】

小治田寺 五十戸〈宝字七年施。美作五十戸。讃岐。淡路天皇。〉

小治田寺に対して淡路天皇（淳仁）治世の天平宝字7年（763）、美作国に寺封五十戸が置かれたことを示す記事である（「讃岐」は封戸所在国の変更を示すか）。これだけでは封戸を施されるほど高い寺格を有したことしか判明しないが、実は宝字7年の寺封施入には一つの特色があった。『新抄格勅符抄』から他の例を抜き出してみよう。

豊浦寺 五十戸〈天平宝字七年施。常陸国。〉

葛木寺 五十戸〈同年施。播万国。同年五十戸。〉
（_カ 新）

橘寺 五十戸〈宝字七年施。讃岐国。〉

この三寺に共通する属性は何か。第一に飛鳥古京周辺の寺院であること、第二にすべて尼寺と考えられることである。古代の豊浦寺・橘寺が尼寺であったのは周知の事実だが、葛木寺も8世紀史料に「葛城尼寺」と見え、尼寺と考えて問題ない。⁽¹⁹⁾したがって、同じく飛鳥古京北部にあった小治田寺も、尼寺であったと推定することが許されよう。

天平宝字7年と言え、前年6月に淳仁天皇から「国家の大事と賞罰の二柄」を奪い取った孝謙太上天皇が、その専制権力を固めつつあった時期である。藤原仲麻呂と結んだ少僧都慈訓を解任して道鏡を登用し、造東大寺司から仲麻呂一派を排除するなど、孝謙の仏教政策が顕著になるのもこの年のことであった。飛鳥の四尼寺への寺封施入も、おそらくは女性太上天皇孝謙の発意によるものなのであろう。なお、『新抄格勅符抄』の記載は豊浦寺・葛木寺・小治田寺・橘寺の順になっており、前二者以外は連続しない。この順序は寺格の上下を示すのか、封戸の所在国順にすぎないのか。なぜ孝謙が飛鳥に注目したかという点と併せて、さらに考究を要する問題である。

右のような推論を念頭に置きつつ、二つめの関係史料を検討しよう。⁽²¹⁾

【史料②】

奉為天淳中原瀛真人天皇，設無遮大会於五寺。大官・飛鳥・川原・小墾田・豊浦・坂田。
朱鳥元年（686）12月，没後百箇日を迎えた天武天皇のため，倭京の寺院で大規模な追善法要が開催されたことを伝えている。註（4）で触れたように、「小墾田寺」は『日本書紀』独特の用字で、小治田寺そのものを指す。「五寺」とあることから、国史大系や日本古典文学大系は「小墾田豊浦」を一つの寺名としたが、史料①で見たように小治田寺と豊浦寺は明らかに別寺である。『日本書紀』⁽²²⁾ 原本の失錯か、後世の誤写かはわからないものの、「六寺」の誤りと考えるのが最も妥当であろう。

史料②をこのように読めば、僧寺である大官大寺・飛鳥寺・川原寺、尼寺である小治田寺・豊浦寺・坂田寺をまとめて記していることが了解できる。また、僧寺・尼寺の記載順序には対応関係があるようで、北から南に向かって〈大官大寺—小治田寺〉〈飛鳥寺—豊浦寺〉〈川原寺—坂田寺〉と並べられているらしい。この前年、天武の快復を祈る誦経を行なった記事では「大官大寺，川原寺，飛鳥寺」の順に書かれ、当時の寺格序列が認識できるのだが、史料②の記載順序はそれだけでは説明しきれない。しかし、大官大寺を筆頭に置いていることはやはり見逃せないし、尼寺の最初に記される小治田寺についても、大官大寺と対をなすような寺格が認められていた可能性を否定できない。

いささか史料を読み込みすぎた感はあるが、奥山廃寺の伽藍規模、680～690年代における大改修、その際の大官大寺式軒瓦の供給⁽²⁴⁾といった考古学的知見に鑑みれば、小治田寺を「筆頭格の尼寺」と理解することも、あながち的外れではないように思われる。

最後に「小治田禅院」に関わる古文書を解釈しておきたい。⁽²⁵⁾

【史料③】

治部省牒 東大寺三綱

奴小勝〈年卅四〉 豊麻呂〈年廿二〉 婢久須利女〈年廿二〉

右，美濃国交易進上者。

以前，被太政官今月十日符，「被大納言従二位藤原朝臣仲麻呂宣稱，『奉勅，充東大寺官奴婢之間，奴酒田・虫麻呂・婢鮑女等三人相替，隨本令住小治田禅院』者。便以美濃国交易進上奴婢等，代充已訖」者。寺宜承知，准状施行。故牒。

天平勝宝二年五月十一日 従六位下行大録飛驒国造石勝⁽⁷⁵⁰⁾

正六位上行少丞阿倍朝臣乙加志

文意は明瞭で、官奴婢（天皇が所有する奴婢）を東大寺に施入したが、そのうち酒田・虫麻呂・鮑女の三名は元に戻し、小治田禅院に居住せしめよ、代わりに美濃国が進上した奴婢三名を施入した、との内容を治部省が東大寺に伝えたものである。別の文書では奴の大成が小治田禅院に戻されている。⁽²⁶⁾ 夙に注目されてきたのは、酒田・虫麻呂・大成・鮑女が鳥宮の奴婢だったことで、石上英一は小治田禅院が「飛鳥古京の皇室関係の仏教施設」であり、それを管理する鳥宮から官奴婢が派遣されていたと論じた。⁽²⁸⁾ きわめて正当な理解と言えようが、問題はこの小治田禅院と小治田寺の関係である。福山敏男・小澤毅は同一寺院と考え、大脇潔は別寺説をとるが、さて如何であろうか。⁽²⁹⁾

私は同寺説を是とするので、まずは類似する事例を紹介しておきたい。天平勝宝2年（750）3月、光明皇太后の指令により、造東大寺司は「岡本寺」に法華経190部を貸し出したが、これを別の史料は「岡本禅院」への貸出として記録している。⁽³⁰⁾ 明らかに「岡本寺＝岡本禅院」である。この岡本

寺とは斑鳩の法起寺、すなわち『日本霊異記』にいう岡本尼寺のことであろうが、これと同じく、⁽³¹⁾尼寺である小治田寺が小治田禅院と呼ばれることがあっても、特に異とするには及ばないのである。

大脇が別寺説を唱えたのは、「一私寺にすぎない小治田寺に、公的な性格をもつ奴婢が存在しえたかどうか、一般的にはありえない」と考えたためである。しかし先述の如く、「一私寺」であったとは断定しがたく、それはこれから再検討すべき課題である。その上で大脇は、小治田禅院・小治田寺という紛らわしい名称の二寺院が近接・并存したと想定するのだが、右のような表記の揺れを考慮に入れば、小治田寺=小治田禅院は天皇家と密接な関係をもつ一寺院であったと考えたほうがずっと自然である。そして鳥宮がそうであったように、かかる関係が7世紀代に遡ることも十分想定できよう。

以上、周知の史料に再検討を加え、小治田寺は7世紀後葉には筆頭格の尼寺で、8世紀中葉になっても天皇家と深い関わりを有していたと推定するに至った。

(3) もう一つの小治田寺

倭京（飛鳥古京）の小治田寺に関する文献史料は、現時点では以上がすべてであるが、実は「小治田寺」と墨書した土器は平城京北郊でも出土している。

1954年、奈良市法蓮町の奈良高校校庭（現在の佐保小学校北隣の一画）の発掘調査で、奈良時代の掘立柱建物8棟と井戸2基が検出された。このうち1号丸井戸と呼ばれる井戸の掘形から、口縁部に「小治田寺」と記した8世紀の須恵器甕が発見されたのである。⁽³²⁾発掘では8世紀の瓦も出土したが、調査者は建物の規模・配置などから、この遺跡は「寺院跡というよりは住宅跡と云った感が強い」と述べつつ、断定を避けた。

このとき発掘調査されたのは平城京左京二条五坊の北郊で、外京の北京極とされる一条南大路（現

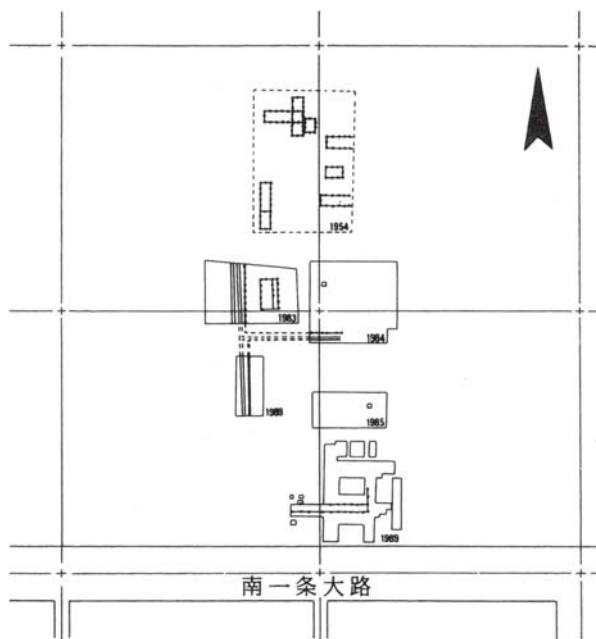


図3 平城京左京五条二坊北郊遺跡

在の一条通)の北200mほどの位置にあたる。その後、1954年調査地と一条通の間で5回におよぶ発掘が行なわれ、掘立柱建物・堀・溝・井戸・土壇などの遺構と瓦や土器など多数の遺物が見つかった⁽³³⁾【図3】。遺構・遺物の主要年代である8世紀には、全体が一つの敷地であった可能性が指摘されているが、左京五条二坊北郊遺跡の評価は結局定まっておらず、貴族邸宅説・公的施設説などが唱えられている。

これまで検出された遺構は、確かに寺院伽藍ではない。しかし、「小治田寺」と記した須恵器甕の破片がたまたま紛れ込むとは考えにくく、この寺と何らかの関係をもつ施設であった蓋然性は高い。と

すれば、a 小治田寺の付属施設（雑舎群）、b 小治田寺の檀越貴族の邸宅、という二つの可能性を想定することができよう。しかも液体貯蔵用の須恵器甕を遠くまで運ぶことは通常考えがたいから、a の場合はもちろん、b であっても小治田寺はこの近傍に存在したと推定するのが穏当ではあるまいか。つまり奈良時代には平城京外京の北東極近辺に「もう一つの小治田寺」があったと考えるのである。

このような解釈が認められるとすれば、想定される事情はただ一つ、平城遷都とともに小治田寺も移転されたが、薬師寺・飛鳥寺・葛木寺などと同じく、旧寺はそのまま飛鳥古京に残り、「二つの小治田寺」が並存することになったという事情である⁽³⁴⁾。十分あり得る話だろうと私は考えるが、明証に乏しいことは否定できない。この隘路を突破するには、発掘調査の進展を待つだけでなく、別の視角から「二つの小治田寺」を結び付ける必要があるだろう。そこで章を改め、文献史学の方法による考証を展開してみたいと思う。

②……………大后寺と大后寺領荘園

(1) 奈良の大后寺

平安時代から室町時代にかけて、左京二条五坊北郊遺跡の近くに大后寺という寺院があった。文献上の初見は『小右記』治安元年（1021）十月十五日条である。

【史料④】

（前略）其後寄御輿。及未始，供奉人皆指笠。余於不退寺辺乗車，関白於大后寺辺乗車云々。降雨無間，鶏鳴帰家。

この年、後一条天皇の春日社行幸があり、関白藤原頼通や『小右記』記主藤原実資らが随行した。史料④は還幸時の記事で、人々は平城京一条南大路から東三坊大路を経て平城山を越えたが⁽³⁵⁾、雨のなか頼通は大后寺辺で、実資は不退寺辺で牛車に乗ったという。

これだけでは大后寺の位置は不明瞭であるが、永享7年（1435）の『佐保田荘引付』にこのルートに関わる記事が見え、たいへん参考になる⁽³⁶⁾。

【史料⑤】

一、法花寺大道等道造事（御幸道云々。）

自大鳥居至灌頂木，佐保田。自灌頂木至新堂道，広岡。自新堂道至阿弥陀堂，法蓮。

自阿弥陀堂至辻橋，阿古屋川。自辻橋至市西口，新在家市。自市西口至芝辻口，芝辻。

沙汰□□。

「御幸道」は大鳥居から一条南大路を東に向かい、ついで現在の船橋通を南下して芝辻口に至るが、史料⑤はその道路整備の分担を記したものである。このうち「新堂道」は『佐保田荘引付』引物事に見える「大后寺新堂」の参道を指すと解される。大后寺新堂は一条南大路から北に入ったところに位置したようだが、新堂があるからには旧堂もあったはずで、私はこれを次の「阿弥陀堂」に当て、重源が結縁した「大興寺丈六」と見ることはできないかと考えている⁽³⁷⁾。

問題はこれらの位置であるが、大鳥居～灌頂木～新堂道～阿弥陀堂～辻橋～市（北市）西口～芝



図4 佐保田荘とその周辺(1:25000)

- ☆：左京二条五坊北郊遺跡
A：法華寺 B：不退寺 C：狭岡神社(佐保田天神社) D：常陸神社
E：興福院 F：鴻ノ池 G：興福寺一乗院
I～VIIは史料⑤地名の推定位置(I：大鳥居 II：灌頂木 III：新堂道
IV：阿弥陀堂 V：辻橋 VI：市西口, VII：芝辻口)

辻口それぞれの間隔はさほど大きく違わなかったはずだから、おおまかな見当はつく。大鳥居とは一条南大路・東三条大路の交点にあった法華寺鳥居で、辻橋は船橋通が佐保川を渡る橋(現下長屋橋)と考えられるから、阿弥陀堂は一条南大路・船橋通の交差点付近、新堂道はその西方300mほどの地点に求められよう【図4】。してみれば、大后寺は左京二条五坊北郊遺跡からその西方にかけて、一条南大路の北側に立地したと推測されるのであり、それは阿弥陀堂が大后寺旧堂であってもなくても大差ない。永島福太郎は「大后寺は一条四坊に所在、一条大路より少しく北方に隔たる」としたが、⁽³⁹⁾もう少し東に寄せて、二条五坊北郊(一条五坊)に所在したと考えたほうがよさそうである。

奈良の入口に立地したためであろうか、大后寺は平安京の貴族から注目されるようになった。康和元年(1099)に仁王会を行なう二〇寺、建長元年(1249)には最勝王経転読の二一寺に入れられ、⁽⁴⁰⁾『拾芥抄』では十五大寺の一つとされた。後二者の「大后(寺)、不退(寺)、京法華(寺)、超証(寺)」という序列は、地理的位置をよく反映したものである。

このように奈良の大后寺は11世紀以降の史料にしか現われないが、その立地は「小治田寺」墨書須恵器甕が出土した地点に近接している。大后寺が平城小治田寺と同一寺院、もしくはその後身である可能性が出てきたと言えよう。

(2) 佐保田荘

中世の大后寺は興福寺一乗院の末寺であった。また、一乗院領佐保田荘は平城旧京の一条南大路沿いにあった荘園で、東は鴻ノ池付近、西は法華寺付近まで広がっていたが、これはもともと大后

寺の膝下所領であり、その末寺化に伴って一乗院領に転化したものと考えられる⁽⁴¹⁾。このことは13世紀後葉、行賢が著した『簡要類聚抄』に明らかである。大后寺を考える上での基本史料なので、関連部分を含めて掲げておきたい。⁽⁴²⁾

【史料⑥】

御領等

一乗院家

興富 窪田 兼殿 大内 菅田上 同下

幸前 平野 大田 池田 南淵 郡殿

是十二ヶ所御領ト称也。御年貢米所被相充于一年中御相折米也。又人夫・伝馬以下万雑公事勤仕之。此池田・南淵・郡殿号三ヶ荘也。

(中略)

佐保田荘〈大后寺領也。〉

西山荘〈大后寺領也。〉

(中略)

外山荘〈負所大后寺。〉

当荘者本領主定覚律師也。円高〈唯忍房。〉伝領之間、令逝去之剋、一向寄進院家了。

御年貢等十石。

臨時万雑公事等勤仕之。

(中略)

笠目荘〈同。〉

人夫・進物勤之。

(中略)

豊井荘〈四ヶ郷。〉

大岡 二見 大鳥 坂合部

御年貢

糸百六十両 綿千両 紅花五百両 長講米九石〈一月分。〉

郷々所済在別紙。米外ハ各皆納殿得分在之。

人夫・進物勤之。

院家御大事之時役被下知之。可然之御存□□大童子装束用途被支配分之。

課役配分、大岡十、三ヶ郷各五、此風情也。

(中略)

奥山荘〈大后寺領也。〉

同末寺

(中略)

大后寺

寺領 杜屋荘 白土々^(荘) 長谷戸々^(荘)

此等荘々負所米弁済之地也。此外寺領見于□。

(後略)

ここに見える諸荘園のうち、その記載から間違いなく大后寺領と言えるのは、佐保田荘・西山荘・外山荘・奥山荘・杜屋荘・白土荘・長谷戸荘の七荘である。笠目荘の注記「同」は「負所大后寺」の意ではなく、中略部分の荘園に施された注記「地主散在」または「領主別相伝」を示している（しかし大后寺領と推定できることは後述する）。豊井荘を大后寺領とすることは難しいが、下文で参考にするため掲げた。

これらの大后寺領荘園には、貞和3年(1347)の「興福寺段米注進状」に一乗院方として現われるものがある。同文書は大和国八郡(葛下・広瀬・城上・城下・十市・山辺・添上・添下)に興福寺造営料段米を賦課した際のもので、官方(南朝方)として使者が入部できない宇陀・吉野などの諸郡を除いて、一乗院の支配下にあった荘園の所在・面積が判明する。いま、関連部分を抜き書きすれば次のようになる。

【史料⑦】

| | | |
|-----|-------|--------|
| 城下郡 | 大興寺森屋 | 四町 |
| 十市郡 | 奥山荘 | 六町三段 |
| | 外山荘 | 二十二町五段 |
| 添上郡 | 白土荘 | 十三町四段 |

「興福寺段米注進状」に佐保田荘(添上郡)が見えないのは不可解であるが、西山荘と長谷戸荘については南朝の支配下にあったか、退転したかのいずれかと推定される。

大后寺領荘園の個別的検討はのちに行なうこととし、ここではまず大后寺が一乗院の末寺となった経緯について述べておきたい。一乗院の歴史における一大転機は承保2年(1075)、関白藤原師実の息男である覚信が興福寺に入り、やがて興福寺別当・一乗院院主となったことに求められる。覚信は「貴種之始」として興福寺に君臨したが、彼は「佐保田房」という山荘をもって、寺外における住房として用い、また摂関家の親族が来寧した時には宿舎として提供した。これは覚信の日記『大暦記』や藤原忠実の日記『殿暦』にしばしば見えるところである。「件所眺望無極、屋体又有興。仍先見廻之後、入夜乘池舟兩三廻。此間月光実神妙也。」⁽⁴⁴⁾とあるように、すぐれた眺望と池水をもつ山荘で、「佐保田二谷御房」とも記されるのは「二谷」なる地にあったためらしい。その所在はなお判然としないが、佐保田荘背後の丘陵に立地したことだけは疑いない。そして、貴種覚信がこの佐保田房に止住したことにより、彼の権威が近隣の大后寺・佐保田荘の人々に強く及ぶ結果となり、前者の一乗院末寺化、後者の一乗院荘園化をもたらしたと推定することができる。この問題についてはいくつかの考えが示されてきたが⁽⁴⁷⁾、私はこれが最も自然な道筋であろうと考えるものである。

(3) 奥山荘

大后寺領荘園から「二つの小治田寺」の問題を考えようとする場合、何よりも注目すべきは奥山荘の存在である。

史料⑦に見えるように、奥山荘は南北朝時代には六町三段の面積をもち、十市郡に所在した。現在の明日香村奥山は、近世の奥山村と同じく、大和国高市郡に属する。しかし、この近辺は高市郡・

十市郡の境界部分にあたり、中世には十市郡に属していたと考えられる。近世以降の十市郡に奥山という地名がないことも、消極的ながらそれを裏付けよう。また、奥山廃寺東南に位置する井戸遺構からは「奥」と記した奈良時代末期の墨書土器が出土しており⁽⁴⁸⁾、奥山が古代に遡る地名である可能性は高い。したがって、大后寺領奥山荘は現在の奥山集落付近にあったと考えて、まず誤りあるまい。

それでは、奥山荘はいつ成立したのだろうか。史料の初見は『簡要類聚抄』に降るが、大后寺が一乗院の支配下に入ってから大和南部に新荘園を獲得したとは考えにくいから、一乗院末寺化より前、つまり先の想定によれば11世紀までのことと推察される。後に述べるように、大后寺領杜屋荘・白土荘が延久2年(1070)の「興福寺大和国諸荘田畠坪付帳」に見えることも、この推定を裏打ちするものである。

このように「二つの小治田寺」の所在地は、平安時代にはともに大后寺領荘園となっていた。佐保田荘は大后寺の膝下所領であり、平城小治田寺の寺辺所領に由来する可能性がある。してみれば、これと同様に、奥山荘が飛鳥古京の小治田寺と関係を持ち、具体的にはその寺地や寺辺所領に淵源するものとは考えられないだろうか。

そのように推定する理由はほかでもない、飛鳥・藤原地域にあった寺院が平城京に移転した後、旧寺地や寺辺所領が荘園・寺田となり、平城京の新寺によって支配された例がいくつも存在するからである。気がついたものを列挙しておこう。

- a 平城京大安寺は藤原京の「古寺所」などを荘として支配していた。⁽⁴⁹⁾
- b 平城京薬師寺は藤原京本薬師寺の南辺に寺田をもっていた。⁽⁵⁰⁾
- c 平城京葛木寺は藤原京の旧寺地に寺田をもっていた。⁽⁵¹⁾
- d 平城京興福寺は藤原京厩坂寺の後身と見られる久米寺の周囲に寺田をもっていた。⁽⁵²⁾

これだけの事例数があれば、遷都を契機とする〈新寺—旧寺〉の関係は、その後も〈領主—荘園・寺田〉関係として維持された、と一般化することが許されるだろう。たとえ旧寺が退転しても、南都寺院はその寺地・寺辺所領への支配権を保ち続けたのである。

奥山荘が大后寺領であったのは、おそらく偶然ではあるまい。その地にあった小治田寺の寺地・寺辺所領が荘園化したと見ることが許されるならば、領主であった大后寺は、まさしく平城移建された小治田寺そのもの(または後身)と言うことになるはずである。

(4) 飛鳥の大后寺

飛鳥古京の小治田寺はいかなる法号で呼ばれていたのだろうか。私はそれもまた「大后寺」ではなかったかと考える。別の文献史料を用いて論証を試みたい。

【史料⑧】

四十六个寺院ト云者、私注抄ノ義ト法空抄ノ義ト二種アリ。私注抄一義云、
符神寺〈駿河内山岳有。〉阿弥陀院〈信乃国。後名善光寺。本名亦云百濟寺也。〉

(中略)

般若寺〈或不入。〉 大后寺〈大和国市郡。或不入。〉
(高麗)

(中略)

已上私注抄ノ一説也。

又法空抄一説云、

熊凝寺 法隆寺 本元興寺 菩提寺 妙安寺

(中略)

日向寺 葛城寺 弘道寺〈片岡〉 大后寺〈本元興寺北〉 桧前寺

(中略)

以上四十六院。此外数箇寺処々在之。

これは慶長12年(1607)に実秀が著した『太子伝撰集抄別要』のうち、聖徳太子建立四十六寺に関する『私注抄』『法空抄』の注釈を引用した部分である。⁽⁵³⁾ 夙に石田茂作が考証を加え、保井芳太郎・田中重久も言及した周知の史料である。⁽⁵⁴⁾

『私注抄』は『太子伝玉林抄』(法隆寺僧訓海撰、15世紀中葉)にも引かれ、『俊巖抄』とも称される。⁽⁵⁵⁾ 逸書となって詳細は明らかでないが、俊巖は鎌倉前期の法隆寺僧顕真の甥で、その著『顕真得業口決抄』には「四十六个伽藍別紙写之了」との記事が見える。史料⑧前半の大后寺に関する部分は、法隆寺蔵尊英本『太子伝玉林抄』が「大后寺〈大和国高市郡。〉」と引用し、合点および「或本不入」との注記を施している。

『法空抄』は鎌倉末期の橘寺僧法空の著作と考えられる。法空は『聖徳太子平氏伝雜勘文』や『上宮太子拾遺記』を著し、『太子伝玉林抄』にも「橘抄」「法空抄」などが引用されるが、これらに史料⑧の記事を見出すことはできず、貴重な逸文と認められる。

史料⑧を用いる上で留意すべきは、前半の『私注抄』が独自の内容をもたず、叔父顕真の『聖徳太子伝私記(古今目録抄)』を祖述していることである。しかも、俊巖は重大な引用ミス⁽⁵⁶⁾を犯した。顕真自筆の『聖徳太子伝私記』から問題の部分を掲げよう。

【史料⑨】

四十六箇寺院者、〈二種様。〉

符神寺〈駿河国嶽上在之。〉

阿弥陀院〈信乃国。後名善光寺。本名亦云百濟寺。〉

(中略)

「日向寺或本無、故減之。」

日向寺〈同国。〉

日向寺

日向寺

日向寺

日向寺

日向寺

日向寺

日向寺

日向寺

日向寺

日向寺

日向寺

日向寺

日向寺

日向寺

日向寺

日向寺

日向寺

日向寺

日向寺

日向寺

日向寺

日向寺

日向寺

日向寺

「或本不入。」

般若寺〈同国。〉

般若寺

般若寺

般若寺

般若寺

般若寺

般若寺

般若寺

般若寺

般若寺

般若寺

般若寺

般若寺

般若寺

般若寺

般若寺

般若寺

般若寺

般若寺

般若寺

般若寺

般若寺

般若寺

般若寺

般若寺

田中重久はこの点から『私注抄』に言う「大后寺」は「大官寺の誤写なのである」と述べた。⁽⁵⁷⁾ その指摘は正しい。しかし、史料⑧後半の『法空抄』は明らかに「誤写」しておらず、大后寺に関する独自の情報をもつことに注意しなければならない。『私注抄』の影響かどうかはわからないが、『法空抄』は四十六寺に大后寺が含まれることを前提としながら、それがどのような寺院であるかを注釈し、「本元興寺北」と述べたのである。

では、「本元興寺北」にあった大后寺とは何か。保井芳太郎はこれを奈良県橿原市醍醐町に所在する醍醐廢寺に比定したが、飛鳥寺からは3 km以上離れていて、あまりに「遠すぎる」⁽⁵⁸⁾。むしろ飛鳥

寺のすぐ北にある古代寺院としては、何よりも奥山廃寺を挙げるべきである。橘寺にいた法空にとって奥山は日常的な生活圏であつたろうし、巨大な塔基壇には彼と同時代の十三重石塔が建っていた。奥山廃寺は10世紀頃に廃絶したとされているが、それは出土瓦からの判断であつて、檜皮などで屋根を葺いた仏堂が存続し、石塔とともに中世寺院を構成していたことも十分考えられる。法空はこの寺院（または寺院址）を「大后寺」として『法空抄』に記載したと推定されるが、衰微（または退転）しても古代の法号が伝えられていたからこそ、そうしたことが可能になったのであろう。

以上、飛鳥古京の小治田寺の法号も「大后寺」であつたと推断した。⁽⁵⁹⁾これが認められれば、小治田寺＝大后寺が飛鳥から平城に移建されたこと、大后寺領奥山荘が旧寺の寺地・寺辺所領に由来することなど、これまで行なってきた推論はいよいよ確度を増してくる。それだけではない。大后寺なる法号が平城遷都以前に遡るといふ想定も、新たに浮上してくるのである。平城小治田寺がある時点から大后寺と呼ばれるようになり、旧寺にもそれが及んだと考えることも不可能ではないが、そのような類例は見出せない。飛鳥の小治田寺も法号をもっていたはずであるから、それを大后寺と推定し、平城移建後も襲用されたと見たほうがずっと自然ではあるまいか。要するに私は、小治田寺は7世紀代から大后寺という法号を有し、平城遷都とともにその北郊へ移建されたと考えるものである。

③……………大后寺領荘園からみた小治田寺

(1) 大后寺領荘園の全体像

大后寺領荘園のうち、佐保田荘と奥山荘についてはすでに考証を加えたが、それ以外の荘園に関しても知見を整理しておきたい。このことによって大后寺領荘園の全体像を捉えることが可能になり、小治田寺の理解にも一定の示唆が得られるであろう。

◇杜屋荘 『簡要類聚抄』(史料⑥)に「負所米弁済之地」と記され、大后寺は鎌倉時代にも負所得分を保持していた。南北朝時代の「興福寺段米注進状」一乗院方の「大興寺森屋」がこれに該当し、城下郡に所在して面積は四町であつた(史料⑦)。ただし、南北朝末期の史料には「一七丁一反百八歩」と見える。⁽⁶⁰⁾

この所領の初見は平安時代に遡る。延久2年(1070)「興福寺大和国諸荘田畠坪付帳」城下郡糸井南荘の「大后寺田三反三百歩 十七条三里四坪」という記載である。⁽⁶¹⁾興福寺領糸井南荘の雑役免田と同一地に重なり合つて大后寺の不輸租田が存在したのであるが、その坪付を大和国統一条里に落としてみると、現在の磯城郡田原本町大木の地内、大安寺池の東隣に当たる。また、そこから四坪東に行った十七条三里二八坪には「タイホウシ」または「タイコウジ」という小字名が残り、古代寺田の故地にしばしば見られるように「大后寺」所領の遺称であることは疑いない。⁽⁶²⁾したがって、古代の大后寺領は糸井南荘と重複する部分から東方へと広がり、大和川近くに及んでいたと推定される。

杜屋荘の立地は二つの点で注目される。第一に、西側に大安寺領森屋(村屋)荘、南側に東大寺

領杜屋（村屋）荘があり、⁽⁶³⁾要するに古代官大寺領が集中する地域だったことである。倭屯田の推定地もほど近く、これらは官大寺の檀越たる天皇家に由来する所領群なのかも知れない。⁽⁶⁴⁾第二に、大和川・中ツ道に近接することである。奈良盆地を南北に貫く中ツ道は、ちょうど杜屋（村屋）付近で大和川を渡り、渡河点の南側に村屋神社が鎮座する。すなわち、杜屋は陸上交通・河川交通の双方において至便の地だったのであり、官大寺領荘園の集中もそうした観点から理解できそうである。

◇白土荘 添上郡に所在する。鎌倉時代には杜屋荘と同じく「負所米弁済之地」で、南北朝時代には一三町四段の面積を有した（史料⑥⑦）。

この荘園も大后寺の古代寺田の後身であった。『東大寺要録』巻六、封戸水田章に引く「大和国雑役免目録」は12世紀初頭ころ、東大寺の雑役免田畠をリストアップした文書である。ここに添上郡の東大寺領白地荘二二町一八〇歩が見えるが、その一部は不輸租田である「大興寺三町三段二百四十歩」と重複していた。所在郡と名称から、この寺田は大后寺領白土荘の一部と判断できる。坪付がないので正確な位置はわからないが、大和郡山市東部の白土町付近であろう。一方、延久2年の「興福寺大和国諸荘田畠坪付帳」を検するに、添上郡樸田荘に「大后寺田二町七反 六条三里一坪九反十二坪九反 十三坪九反」との記載があり、坪付を現地に落とすと、興福寺領樸田荘の雑役免田と重なりながら、東西三箇坪にわたって大后寺の不輸租寺田が並んでいたことが判明する。大和郡山市樸枝町の中央部にあたり、先述の白土町のすぐ南側の地である。したがって、これも大后寺領白土荘の一部と考えて問題なからう。東大寺・興福寺の雑役免田と重複した部分の面積は合わせて六町二四〇歩になるが、大后寺領白土荘がそれ以上の広がりをもっていたことは確実である。

白土荘で特徴的なのは、やはりその立地である。三箇坪が東西に並ぶ部分は、その北辺を県道192号線、すなわち竜田道を東に延長した「北の横大路」が通過している。各坪の面積が九段であるのは、一町から路面分一段を差し引いたものだろうか。また、この三箇坪の東約300mのところを中ツ道が南北に走り、少し北では現白土町の東辺を画している。つまり、白土荘は「北の横大路と中ツ道の交差点」に隣接しており、まさしく奈良盆地北部の要衝の地であったと評価できる。

◇外山荘 『簡要類聚抄』に「負所大后寺」と見える荘園で、もともと大后寺領だったと考えられる（史料⑥）。ただし、領主権は大后寺の末寺化に伴って一乗院に移ったのではなく、定覚（1056～1140）⁽⁶⁶⁾から円高に伝領され、さらに一乗院に寄進されたという。ここから推せば、大后寺領荘園の中には領主権が一乗院に回収されず、『簡要類聚抄』に記載されないものが存在した可能性がある。管見の限り、大和国以外の荘園が知られない点とあわせて、今後の検討課題と言えよう。なお、南北朝時代の「興福寺段米注進状」には十市郡一乗院方として、外山荘二二町五段が記載されている（史料⑦）。

坪付史料が伝わらないため、外山荘の正しい位置は判然としないが、桜井市外山をその遺称地と見て大過あるまい。近世外山村は式上（城上）郡に属したが、村内を東西に流れる粟原川以南には十市郡条里が復原されており、⁽⁶⁷⁾奥山荘と同じく、中世・近世で所属郡が違ったのであろう。この桜井市外山のすぐ北、同市金屋に含まれる大和川南岸の地には「大向寺（タイコウジ）」という小字名が残り、復原条里では城上郡二十二条五里六坪・七坪・十八坪・十九坪、二十五条五里一坪・十二

坪・十三坪にわたる⁽⁶⁸⁾。大后寺領外山荘の所在を示す第一級史料とすべきであろう。現地では大和川に「大向寺橋」が架かっており、これを北に渡って5分も歩けば海石榴市観音堂に到達する。つまり、小字「大向寺」は古代飛鳥の北東の玄関口として栄えた海石榴市に隣接する、もしくはその一画をなす地なのであって、ここでも大后寺領荘園が交通の要衝を選んで置かれたことが確認できる。ちなみに外山荘と杜屋荘は大和川によって直結されるが、二つの「タイコウジ」間の直線距離は約5 kmである。

◇西山荘と長谷戸荘 『簡要類聚抄』に大后寺領として現われるものの、「興福寺段米注進状」に見えないのが西山荘と長谷戸荘である（史料⑥⑦）。南北朝期には南朝が支配していたか、あるいは退転したかで、一乗院領としての実を失っていたのであろう。

このうち西山荘については、室町初期の史料に宇陀郡の一乗院方荘園として記載され、その面積は「十町八反」⁽⁶⁹⁾であった。その名称から近世の宇陀郡西山村、現在の宇陀市大宇陀西山付近に所在したと考えられる。大宇陀西山は松山城下町から宇陀川をはさんだ対岸にあり、すぐ南に阿紀神社が鎮座している。つまり、柿本人麻呂の万葉歌で知られる阿騎野の中心部と言ってよく、これまで述べてきた奈良盆地の諸荘園とは全く立地を異にしている。交通路との関係も、壬申の乱に際して大海人皇子が「菟田吾城」で休息したことが知られる程度で、特に注目すべき点は見受けられない。

長谷戸荘については、史料⑥以外に所見がなく、詳細は不明である。

◇笠目荘 最後に『簡要類聚抄』には大后寺領荘園と明記されないが、その可能性の高い笠目荘を取り上げておきたい。一乗院領笠目荘については、至徳3年（1386）の「一乗院良昭維摩会講師段米催状」に「笠目 十三丁七反小」とあるのが、史料⑥以外では唯一の所見⁽⁷⁰⁾である。所在については、興福寺領笠目荘が平群郡にあり、現在も生駒郡安堵町の南西部が大字笠目であることから、この周辺に求めるのが穏当であろう。

一乗院領笠目荘を旧大后寺領と推定する根拠になるのは、現存小字名である。安堵町笠目からその東隣の西安堵にかけて、「大講寺（ダイコウジ）」^(講カ)「北大講寺」「南大講寺」と呼ばれる三箇坪が逆L字形に連なっている⁽⁷¹⁾のである。復原条里では平群郡十条七里十坪・十一坪・十四坪に当たる。杜屋荘・外山荘の例から推せば、これらもやはり大后寺領の遺称と考えるのが自然であろう。『簡要類聚抄』が大后寺領であると記さないのは、同寺が負所得分を失っていたためであろうか。

「大講寺」の地は大和川・富雄川の合流点に近く、斑鳩と飽波の境界付近に位置する。富雄川まで400 m、大和川まで600 m、太子道まで600 mほどであるが、荘域の広がり⁽⁷¹⁾を考慮すれば、この距離はもっと縮まるであろう。水運・陸運に便宜の大きい場所であったことは言を俟たない。

以上の検討結果に基づき、さらに佐保田荘・奥山荘に関する知見を加えて、現在知りうる大后寺領荘園の特質をまとめてみたい【図5】。

何よりも興味深いのは、縷々述べ来たように、奈良盆地に立地する大后寺領荘園の大部分が交通の要衝、もしくは至便の地に所在していたことである。しかも子細に検討するなら、中ツ道および大和川が諸荘園の軸になっていることは明らかである。

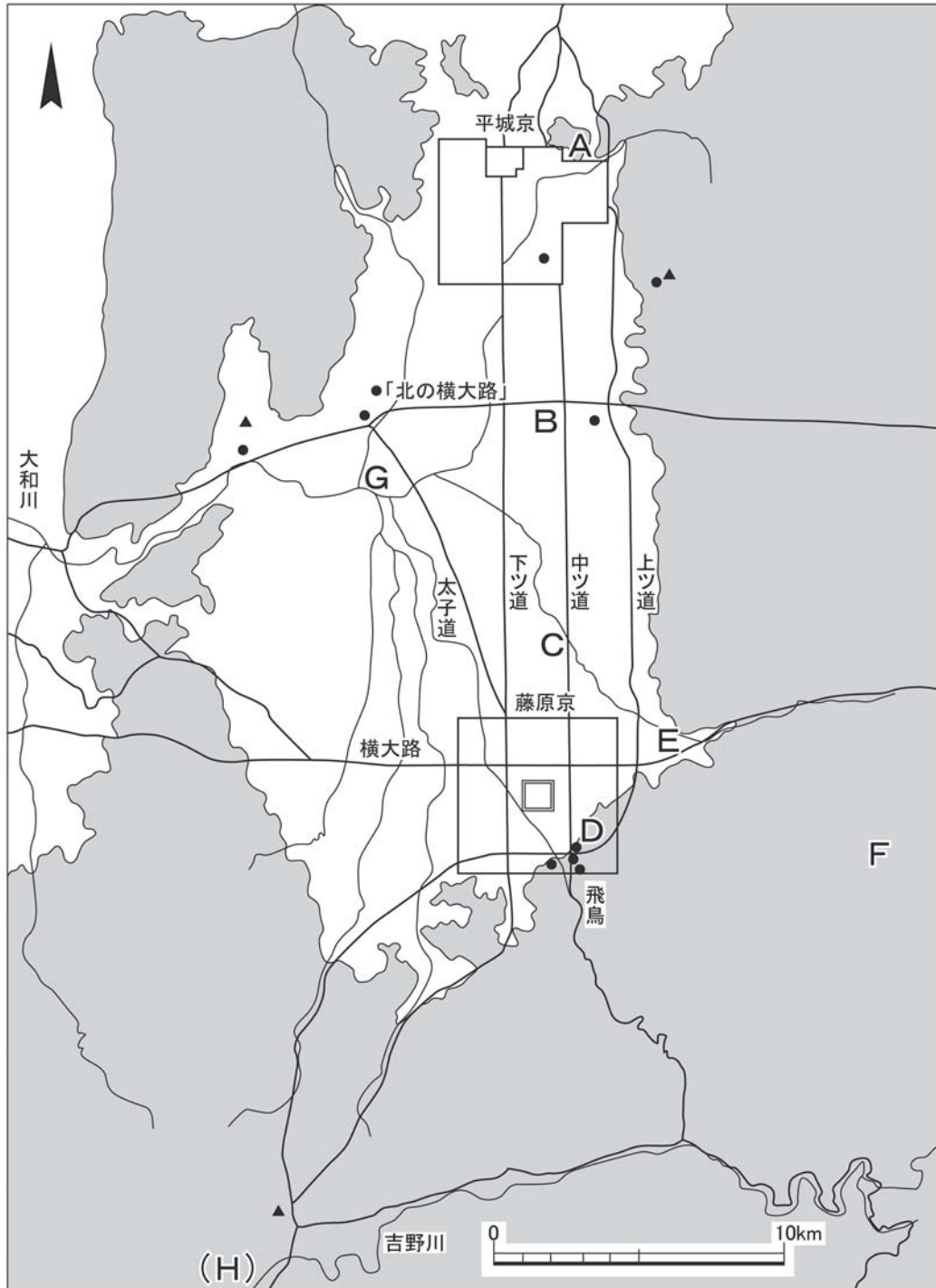


図5 大后寺領荘園

- A：佐保田荘 B：白土荘 C：杜屋荘 D：奥山荘 E：外山荘
 F：西山荘 G：笠目荘 (H)：豊井荘
 ●：奥山廢寺式軒丸瓦が出土する寺院遺跡
 ▲：奥山廢寺式軒丸瓦が出土する瓦窯遺跡

まず中ツ道であるが、横大路以南は直線道路として存在しなかったという学説⁽⁷²⁾を考慮しても、その延長ラインが奥山廢寺の西 200 m を通過することは注目されてよい。そこから 7.3 km 北上すると杜屋荘に至り、さらに 7.6 km 進めば白土荘である。そして、白土荘から 8.0 km 北進すると、平城京一条南大路と交差するが（もっとも平城京内に中ツ道の痕跡は遺存しない）、その 300 m ほど東が左京五条二坊北郊遺跡であり、周囲には佐保田荘が広がっていた。要するに奥山荘・杜屋荘・白土荘・佐保田荘は 7~8 km の間隔をとって南北一直線上に並び、中ツ道が各荘園を結んでいたのである。杜屋荘は大和川の渡河点、白土荘は「北の横大路」との交差点に置かれ、佐保田荘は中ツ道の北端に位置するとともに、ウワナベ越えを経て山城盆地に向かう出入口でもあった。

一方、外山荘・杜屋荘・笠目荘が大和川水運によって連結されていたことも容易に認められる。外山荘は飛鳥北東の玄関口である海石榴市に近接し、また斑鳩・鮑波の一画を占める笠目荘は、諸河川が大和川に合流する地域のただ中であつた。中ツ道に貫かれる四荘のような等間隔性は見られないが、奈良盆地の河川交通において、重要なポイントを選んで印象を強く受ける。

中ツ道の陸運と大和川の水運を押さえる場所に計画的に配置されたこと、これこそが大后寺領荘園の最大の特徴であつた。単に農業経営を行なうだけでなく、交通・物流の拠点として各荘園が設定されたことは、容易に考えられるところであろう。そして、数多くの要衝に荘園を置くためには、巨大な権力・財力が必要であつたに違いない。〈水陸交通の拠点への荘園群の計画的設定〉という特殊な事態は、要するに大后寺＝小治田寺の特権的地位を如実に示すものなのである。

(2) 大后寺領荘園の成立年代

平安・鎌倉時代の史料に見える大后寺領荘園は、いつ成立したのであろうか。「興福寺大和国諸荘田畠坪付帳」は 11 世紀後葉の帳簿であるが、当時の大和国では元慶 5 年（881）の「最後の班田図」が土地所有秩序の根幹をなし、坪付帳の寺田記載の多くはそれを下敷きにしたものと思しい。したがって、坪付帳に現われる杜屋荘・白土荘の「大后寺田」は、9 世紀以前に遡る可能性が十分にある。また、古代寺領荘園の故地に「東大寺」「大安寺」「川原城」といった地名が残される例は枚挙に遑がなく、杜屋荘・外山荘・笠目荘の小字名「タイコウジ」「ダイコウジ」も古代荘園の痕跡と見ることが可能であろう。さらに奥山荘・佐保田荘が二つの小治田寺の寺辺所領に由来するものであれば、それぞれの成立は寺院創建期にまで遡ることになる。⁽⁷⁴⁾

私はこうした点を勘案し、ほとんどの大后寺領荘園は古代のうちに成立したと推定するものである。しかも、大后寺が飛鳥古京の小治田寺に始まることからすれば、7 世紀段階で施入された可能性が高いのではないだろうか。その類例として、天智朝に創建された倭国第二の官大寺・川原寺では、7 世紀末までに総面積二〇〇町の寺田が施入され、大和国を中心として一〇~三〇町単位の荘園群を構成したことが挙げられる。⁽⁷⁵⁾ 大后寺＝小治田寺においても、日常的経費をまかなうため、創建（620~630 年代）から間もない時期、おそらくは 7 世紀第Ⅱ四半期ころに寺田が施入され、荘園群を形成したと想定されるのである。その際に〈水陸交通の拠点への荘園群の計画的設定〉がなされたのは、〈天皇家と関わりの深い筆頭格の尼寺〉なればこそ可能だったのであろう。

ちなみに、先述の川原寺領荘園は古代を通じて存続し、その一部は「興福寺大和国諸荘田畠坪付帳」に顔を見せ、11 世紀後葉~12 世紀初頭における東寺末寺化によって、総体として東寺領中世荘

園へと転成していった。大后寺（小治田寺）領荘園の古代から中世への移り変わりも、よく似たプロセスを辿ったものと考えられる。

さて、上記のような想定をとるとき、これに符合するかに思われるのが、奥山廃寺式軒瓦の分布である。奥山廃寺、すなわち小治田寺（大后寺）で用いられた素弁八葉軒丸瓦は、小笠原好彦の整理によれば次のような分布が認められる【図5参照】。

- I 飛鳥：奥山廃寺・飛鳥寺・石神遺跡・豊浦寺
- II 大和国宇智郡：天神山窯
- III 奈良盆地東山麓：横井瓦窯・横井廃寺・石上廃寺
- IV 奈良盆地北部：姫寺廃寺
- V 斑鳩：今池瓦窯・法起寺・中宮寺・平隆寺
- VI 北河内：楠葉平野山瓦窯
- VII 南山城：久世廃寺・正道廃寺
- VIII 近江：衣川廃寺
- IX 備中：末ノ奥窯・加茂政所遺跡・津寺遺跡

大后寺領荘園が確認できる大和国に限れば、Iは大后寺（小治田寺）の所在地であるから当然の事態であり、またIIはひとまず措くとしても、興味深いのはIII IV Vである。まずIII IVは、中ツ道沿いに荘園が置かれ、奈良盆地北端に至っていたこととの関連が考えられる。中ツ道・白土荘・佐保田荘と軒瓦出土遺跡の位置関係はさまざまであるが、奈良盆地北東部はこれらの荘園の存在により、小治田寺との繋がりが深い地域だったのではなからうか。また、IVについては笠目荘の存在が注目され、小治田寺と斑鳩の関わりは明らかである。そもそも荘園を経営していくためには現地豪族との連繋が不可欠であり、中ツ道北部や斑鳩においては〈小治田寺—現地豪族〉の関係が、瓦生産や寺院建立に連動していたと推測されるのである。一つの憶説に過ぎないが、記して後考に備えたい。

(3) 小治田寺試論

大后寺領荘園の検討により、小治田寺の特権的性格がいよいよ明確になったと思う。それは文献史料や考古資料から得られた〈天皇家と関わりの深い筆頭格の尼寺〉〈7世紀中葉以前で最大規模の金堂基壇をもつ寺院〉という知見とよく整合している。

それでは、小治田寺はいかなる経緯によって創建された寺院なのであろうか。本稿では、①小治田という地理的位置、②620～630年代という創建時期、③大后寺という法号、の三点を斟酌し、小治田寺は推古天皇に関わる寺院、具体的には彼女の死を契機として建立された小墾田宮付属寺院ではないか、との試論を提示したいと思う。

推古天皇は592年12月、豊浦宮において即位した。推古8年（600）に派遣した遣隋使の帰朝報告を受け、倭王朝は儀礼整備に力を注ぎ始めるが、小墾田宮はその中枢施設として建設され、同11年（603）10月に推古の移徙をみて、ついに天皇正宮となったのである。その後、推古が小墾田宮を離れることはなく、推古36年（628）の死去までこの宮を用い続けた。彼女の殯もその南庭で行なわれたという。皇位継承をめぐる紛擾の末、舒明天皇が即位し、舒明2年（630）10月に飛鳥岡本宮に遷居した。

以上の経緯に鑑みれば、小治田寺の地理的位置と創建時期は、まさしく推古朝小墾田宮の終焉に照応するように思われる。創建が推古生前の発願によるものか、その追善のためか、また伽藍の建設がどの段階で始まったかなど、分からない点が多いが、先述した小治田寺の特質は、創建経緯をこのように考えることによって深く納得されるであろう。

大后寺という法号も然りである。敏達天皇のキサキでもあった推古は『天寿国繡帳銘』で「大后」、『元興寺縁起』では「大后大々王」と呼ばれており、大后寺の本願、もしくは被追善者たるに相応しいのである。もっとも欽明朝以降においては、蘇我堅塩媛（欽明の大后）、穴穂部間人皇女（用明の大后）、宝皇女（皇極天皇、舒明の大后）、間人皇女（孝徳の大后）、倭姫王（天智の大后）、鸕野讃良皇女（持統天皇、天武の大后）など、ほぼ歴代の天皇について大后と呼ばれたキサキが確認されるが、小治田寺との関わりについては、推古以上に適的な人物は見当たらない。念のため付言すれば、大后寺という法号が7世紀第Ⅱ四半期まで遡る確証はなく、創建から平城遷都までのある時点で、小治田寺の由緒に基づき、この法号が選ばれたという程度の理解にとどめておきたい。

なお、大后寺（小治田寺）領荘園に関しては、推古の別業であった「海石榴市宮」と外山荘、推古が薬獵を行なった「兎田野」と西山荘など⁽⁸¹⁾、僅少な文献史料に推古との繋がりが見出される点が興味深い。また奥山廢寺式軒瓦についても、上宮王家を介した斑鳩諸寺との関係、推古の側近女官であった栗隈采女黒女と久世廢寺・正道廢寺の関係などが示唆的である。大和国以外の奥山廢寺式軒瓦を考える上では、部民・屯倉などを含めて、推古天皇の存在を視野に入れる必要があるのではないか。

試論は以上の通りであるが、この考え方が正しいとすれば、天皇と仏教の関係についても新たな展望が開けてくる。序で触れたように、倭国最初の勅願寺は舒明11年（639）に創建された百済大寺で、百済宮という天皇正宮と一対をなしていたのが特徴的であった。しかし、小治田寺が推古天皇に関わる小墾田宮付属寺院だとすれば、これを百済大寺の先蹤と位置づけることも可能であろう。おそらく推古の死去を契機として建立されたため、小墾田宮と一体的に機能することはなかったと見られるが、それでも王宮に寺院が付属するというあり方はきわめて斬新で、「大后大々王」推古に関わる寺院という由緒は永く記憶されたことであろう。百済大寺の建立を受けつぎ、小墾田宮を用いた「大后」皇極天皇が小治田寺をどう扱ったかは判然としないものの、天武朝には大官大寺式軒瓦を用いた改修がなされ、「大官大寺—小治田寺（大后寺）」というペア認識さえ存在したらしいことは、すでに述べたとおりである。

結語

本稿では、奥山廢寺として遺址をとどめる小治田寺、および奈良の中世寺院として知られる大后寺について、文献史料による考察を行なった。主な論点は次の通りである。

一、飛鳥の小治田寺は7世紀後葉には筆頭格の尼寺であり、8世紀になっても天皇家と深い関わりを有した。平城遷都とともに平城京北郊への移転が行なわれ、新寺も小治田寺と呼ばれたことが確認される。

二、平安時代以降の史料に見える奈良の大后寺は、小治田寺と同一実体と考えられる。平城遷都

以前から、小治田寺は太后寺という法号を有していたらしい。

三、大和国の太后寺（小治田寺）領荘園群は、水陸交通の拠点に計画的に設定されたと見られ、背後に巨大な権力・財力が窺われる。これらの荘園は小治田寺が創建されて間もない時期に施入されたと考えられ、奥山廃寺式軒瓦の分布とも照応する点がある。

四、小治田寺は、推古天皇の死を契機として創建された小墾田宮付属寺院と推測され、百濟大寺の先蹤をなすものと評価することができる。

これらのうち、論題どおり「基礎的考察」と呼び得る部分は一～三であり、四については試論にとどまる部分が多い。とりわけ推古没後の小治田寺がどのように維持・経営されたか、平城遷都後ほとんど文献上に現われなくなるのは何故か、といった重要な論点について、なんら解を示し得なかったことは遺憾である。重要な研究課題として銘記しつつ、文献史学・考古学・歴史地理学の各方面からの御批判を願って、いまは擱筆する。

註

(1)——7世紀倭国の仏教・寺院については、吉川真司『シリーズ日本古代史3 飛鳥の都』（岩波書店、2011年）において基本的理解を示した。

(2)——奈良文化財研究所編『吉備池廃寺発掘調査報告』（奈良文化財研究所、2003年）。

(3)——俗称・通称の「奥山久米寺」ではなく「地名を冠した奥山廃寺を使うべきである」との主張に賛同し、本稿も「奥山廃寺」の呼称を用いることにする。大脇潔「奥山廃寺再々考」（『考古学論究 小笠原好彦先生退任記念論集』、真陽社、2007年）。

(4)——飛鳥に北接する地域のオハリダは「小治田」とも「小墾田」とも表記されたが、後者は『日本書紀』独特の用字と考えられるので、本稿では基本的に「小治田」を用いることにする。直木孝次郎「小治田と小治田宮の位置」（同『飛鳥—その光と影—』、吉川弘文館、1990年、初発表1988年）。

(5)——保井芳太郎『大和上代寺院志』（大和史学会、1932年）、石田茂作『飛鳥時代寺院址の研究』（聖徳太子奉讃会、1936年）。

(6)——大脇潔「蘇我氏の氏寺からみたその本拠」（『堅田直先生古希記念論文集』、真陽社、1997年）。十三重石塔の時期については、清水俊明『奈良県史7 石造美術』（名著出版、1984年）に拠った。

(7)——発掘調査の概要は奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』3（1973年）・7（1977年）・8（1978年）・9（1979年）・10（1980年）・12（1982年）・13（1983年）・16（1986年）・18（1988年）・19（1989年）・20（1990年）・24（1994年）・26（1996年）、同『奈良

国立文化財研究所年報』2000Ⅱ（2000年）、奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要』2002（2002年）で報じられた。1996年までの調査については岩永省三「奥山廃寺の発掘調査」（『仏教芸術』235、1997年）、その後の調査については大脇潔「奥山廃寺再々考」（前掲）が手際よく成果を整理している。

(8)——奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』26（前掲）。

(9)——大脇潔「奥山廃寺再々考」（前掲）。

(10)——菱田哲郎「畿内の初期瓦生産と工人の動向」（『史林』69-3、1986年）、大脇潔「飛鳥時代初期の同範軒丸瓦」（『古代』97、1996年）、同「蘇我氏の氏寺からみたその本拠」（前掲）、奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』20（前掲）、小笠原好彦「奥山久米寺の性格と造営氏族」（同『日本古代寺院造営氏族の研究』、東京堂出版、2005年、初発表1999年）。

(11)——奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』18・20（ともに前掲）。

(12)——佐川正敏・西川雄大「奥山廃寺の創建瓦」（『古代瓦研究』Ⅰ、奈良国立文化財研究所、2000年）、大脇潔「奥山廃寺再々考」（前掲）。

(13)——小澤毅「小墾田宮・飛鳥宮・嶋宮」（同『日本古代宮都構造の研究』、青木書店、2003年、初発表1995年）。

(14)——奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』8、大脇潔「蘇我氏の氏寺からみたその本拠」（いずれも前掲）。

(15)——2003年6月、奈良文化財研究所飛鳥藤原宮跡

発掘調査部で赤外線テレビを併用しながら熟覧した。その際、西口寿生・市大樹・竹内亮各氏から御高配をたまり、貴重な御教示をいただいた。記して感謝申し上げます。

(16)——大脇潔「蘇我氏の氏寺からみたその本拠」、小笠原好彦「奥山久米寺の性格と造営氏族」(いずれも前掲)。

(17)——大脇潔「奥山廃寺再々考」(前掲)。

(18)——『新抄格勅符抄』, 寺封部。

(19)——天平十九年二月十一日「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」(『寧楽遺文』中巻), 『七代記』(『寧楽遺文』下巻)。後者には法号「妙安寺」も見える。葛木寺については、福山敏男「葛木寺と厩坂寺の位置」(同『日本建築史研究』, 墨水書房, 1968年, 初発表1934年), 大脇潔「尼寺廃寺考」(『瓦衣千年』, 真陽社, 1999年)。

(20)——岸俊男「東大寺をめぐる政治的情勢」(同『日本古代政治史研究』, 塙書房, 1966年, 初発表1956年)。

(21)——『日本書紀』持統称制前紀, 朱鳥元年十二月乙酉条。

(22)——直木孝次郎「小治田と小治田宮の位置」(前掲)。

(23)——『日本書紀』天武十四年九月丁卯条。ただし、『続日本紀』大宝三年正月丁卯条では、四大寺が大安寺・薬師寺・元興寺・弘福寺の順に記載されており、あとで建った薬師寺が加わっているものの、史料②の順序と一致している点が注目される。

(24)——奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』18・20(ともに前掲)。

(25)——天平勝宝二年五月十一日「治部省牒」(東南院文書, 『大日本古文書』3巻393頁)。

(26)——天平勝宝二年十二月二十八日「治部省牒」(東南院文書, 『大日本古文書』3巻477頁)。

(27)——天平勝宝二年二月二十四日「官奴司解」(東南院文書, 『大日本古文書』3巻359頁)。

(28)——石上英一「官奴婢について」(『史学雑誌』80-10, 1971年)。

(29)——福山敏男『奈良朝寺院の研究』(高桐書院, 1948年), 小澤毅「小墾田宮・飛鳥宮・嶋宮」(前掲), 大脇潔「蘇我氏の氏寺からみたその本拠」(前掲)。

(30)——天平勝宝二年三月三日「造東大寺司牒案」(正倉院文書, 『大日本古文書』11巻176頁), 天平勝宝二年十二月廿四日「造東大寺司櫃納経并未返経論注文」(正倉院文書, 『大日本古文書』11巻449頁)。

(31)——軒平瓦6691Aを論拠として、法起寺に対する光明皇后の支援が想定できることは、吉川真司「行基寺

院菩提院とその寺田」(『日本古代社会の史的展開』, 塙書房, 1999年)で指摘した。西洋子「岡本宅小考」(『国史談話会雑誌』38, 1997年)で論じられた岡本宅と皇后宮職の関係も、恐らくそれと関わるものであろう。ただし、8世紀の小治田宮が「小治田岡本宮」とも呼ばれたこと(『続日本紀』天平宝字五年正月癸巳条)からすれば、岡本禪院が小治田禪院、岡本寺が小治田寺と同一実体であった可能性もゼロではない。

(32)——田中一郎「奈良高等学校校庭発見のI号丸井戸調査概報」(奈良国立文化財研究所編『文化史論叢』, 養徳社, 1955年), 鈴木嘉吉「奈良高等学校々庭に於ける掘立柱建物遺跡」(『大和文化研究』2-5, 1954年)。なお、2003年に奈良県立橿原考古学研究所附属博物館でこの墨書土器が展示され、解説には「八世紀後半」とあった。

(33)——小笠原好彦「公立学校共済組合奈良宿泊所建設予定地発掘調査報告書—平城京左京二条五坊北郊の調査—」(公立学校共済組合, 1971年), 森下恵介「平城京左京二条五坊北郊の調査」(『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和58年度』, 奈良市教育委員会, 1984年), 千賀久「平城京左京二条五坊北郊 昭和59・60年度発掘調査概報」(『奈良県遺跡調査概報 1985年度』, 奈良県教育委員会, 1986年), 森下恵介「平城京左京二条五坊北郊の調査 第171次」(『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 昭和63年度』, 奈良市教育委員会, 1989年)。

(34)——大脇潔「蘇我氏の氏寺からみたその本拠」(前掲)もこの可能性を否定していない。

(35)——吉川聡「法華寺の鳥居」(大和を歩く会編『シリーズ歩く大和 I 古代中世史の探究』, 法蔵館, 2007年)。

(36)——永享七年十月日『佐保田荘引付』(天理図書館所蔵二条家文書)。抹消部分は省略した。永島福太郎「平城京址と荘園」(『大和文化研究』8-8, 1963), 参照。

(37)——『南無阿弥陀仏作善集』(小林剛編『俊乗房重源史料集成』所収)。この近辺で阿弥陀堂と言えば、左京二条五坊北郊遺跡の北方に建つ興福院(本尊は奈良時代の阿弥陀三尊像)が想起されるが、興福院が現在地に移ったのは17世紀後葉のことである。

(38)——大鳥居については吉川聡「法華寺の鳥居」(前掲)に詳しい。永島福太郎「平城京址と荘園」(前掲)は辻橋を「興福院参道のあたり」、つまり一条南大路と船橋通の交差点と見るが、そこに橋があった確証はない(佐保川流路の変化も考慮すべきであろう)。

(39)——永島福太郎「平城京址と荘園」(前掲)。なお、泉谷康夫「興福寺一乗院領大和国佐保田庄について」(『龍谷史壇』99・100, 1992年)は法華寺鳥居付近にあった

「辻堂」が大后寺新堂に相当するとするが、これは全く無理であろう。

(40)——『本朝世紀』康和元年四月二十八日条、建長元年四月二十六日「官宣旨写」(西大寺文書、『鎌倉遺文』45巻51451号)、『拾芥抄』巻下、諸寺部。

(41)——永島福太郎「平城京址と莊園」, 泉谷康夫「興福寺一乘院領大和国佐保田庄について」(いずれも前掲)。

(42)——『簡要類聚抄』巻一, 一乘院御領等注文。京都大学総合博物館所蔵一乘院文書。大山喬平「近衛家と南都一乘院」(同『ゆるやかなカースト社会・中世日本』, 校倉書房, 2003年, 初発表1985年), 参照。『簡要類聚抄』巻一は京都大学文学部国史研究室編『京都大学国史研究室所蔵一乘院文書(抄)』(1981年)に翻刻されている。本稿の引用に際しては、内容に即して体裁などを若干改めた。

(43)——貞和三年二月日「興福寺造営料大和国八郡段米田数并済否注進状」(『春日大社文書』4巻795号)。

(44)——『大暦記』康和五年六月三日条・九月四日条・九月三十日条, 嘉承二年正月十日条, 永久三年正月十一日条・十月五日条, 永久四年二月七日条, 『殿暦』永久四年正月十四日条・閏正月二十五日条・閏正月二十六日条・三月五日条・四月十五日条・四月十六日条, 元永元年十二月五日条。『大暦記』は『類聚世要抄』所引。『大日本史料』3編之26, 330~403頁に翻刻がある。

(45)——『殿暦』永久四年正月十四日条。

(46)——『簡要類聚抄』巻一, 一乘院院主次第, 惠信条。永島福太郎は「二谷」が訛ってヒタチとなったとし, 現常陸神社付近に比定する(前掲「平城京址と莊園」)。室町時代の佐保田莊内に「二谷社」があったのは事実であるが(前掲『佐保田莊引付』, 二谷社大神楽米), そのような転訛を想定できるものかどうか, 釈然としない。

(47)——永島福太郎は佐保田本免(佐保田莊の本源部分)は「覚信のころ一乘院に付与された」として大后寺との関係を認めないが, 佐保田莊が大后寺膝下所領たることは明らかな事実である。泉谷康夫は一乘院院主が大后寺別当になったことを想定するが, 根拠に乏しい(いずれも前掲論文)。なお, 東大寺文書に佐保田(および豊井莊)関係の史料がいくつか見え, これらも一乘院領に関わるものと推定される。註(77)参照。

(48)——奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報』2000Ⅱ(前掲)。

(49)——天平十九年二月十一日「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」(『寧楽遺文』中巻), 『類聚三代格』巻一五, 寺田事, 神護景雲元年十二月一日太政官符, 『日本三代実録』

元慶四年十月二十日庚子条。風間亜紀子「高市大寺関係史料の再検討」(『川内古代史論集』7, 2010年), 参照。

(50)——延久二年九月二十日「興福寺大和国諸莊田畠坪付帳」(西諸郡, 天理図書館所蔵文書, 『平安遺文』9巻4640号), 高市郡南喜殿莊「薬師寺田」。

(51)——同右文書, 高市郡南喜殿莊「葛木寺田」。福山敏男「葛木寺と厩坂寺の位置」(前掲), 参照。

(52)——同右文書, 高市郡雲飛莊「本願田」。興福寺「本願田」が久米寺を取りまくこと, 久米寺と興福寺の出土瓦に深い関係が見られることから, 久米寺は厩坂寺の後身と考えてよからう。山崎信二「後期古墳と飛鳥白鳳寺院」(同『古代瓦と横穴式石室の研究』, 同成社, 2003年, 初発表1983年), 吉川真司「藤原鎌足と三島別業」(茨木市・茨木市教育委員会編『藤原鎌足と阿武山古墳』, 2009年), 参照。

(53)——『太子伝撰集抄別要』巻五。京都大学文学研究科図書館所蔵寛文十一年刊本による。

(54)——石田茂作『総説 飛鳥時代寺院址の研究』(大塚巧芸社, 1944年), 保井芳太郎『大和上代寺院志』(前掲), 田中重久『聖徳太子御聖蹟の研究』(全国書房, 1944年)。

(55)——飯田瑞穂「法隆寺蔵尊英本『太子伝玉林抄』解説」(同『聖徳太子伝の研究 飯田瑞穂著作集1』, 吉川弘文館, 2000年, 初発表1978年)。

(56)——荻野三七彦『聖徳太子伝古今目録抄』(法隆寺, 1937年)。

(57)——田中重久「玉林抄巻20所引俊嚴編「私注抄」の大后寺と醍醐廢寺」(同『奈良朝以前寺院址の研究』, 白川書院, 1978年)。

(58)——保井芳太郎『大和上代寺院志』(前掲), 「醍醐寺」。

(59)——【図2】の「少治田寺」墨書は「太后寺」とも読めそうであったが, 赤外線テレビを用いて判読した結果, その可能性は消滅した。

(60)——至徳三年(1386)六月九日「一乘院良昭維摩会講師段米催状」(岡本文書, 東京大学史料編纂所架蔵の影写本〔3071.36-11〕による)。

(61)——延久二年九月二十日「興福寺大和国諸莊田畠坪付帳」(東諸郡, 興福寺所蔵文書, 『平安遺文』9巻4639号)。

(62)——奈良県立橿原考古学研究所編『大和国条里復原図』(吉川弘文館, 1981年)第62図に「タイホウシ」, 日本地名学研究所編『補訂大和地名大辞典』(名著普及会, 1984年)の磯城郡川東村伊与戸に「タイコウジ」が見える。

- (63)——「むらや 村屋」(『角川日本地名大辞典 29 奈良県』, 角川書店, 1990年)。
- (64)——鷲森浩幸『日本古代の王家・寺院と所領』(塙書房, 2001年)。
- (65)——佐藤泰弘「東大寺華嚴会免田と香菜免田」(大和を歩く会編『シリーズ歩く大和 I 古代中世史の探究』, 法蔵館, 2007年)。
- (66)——興福寺本『僧綱補任』保延六年条。
- (67)——奈良県立橿原考古学研究所編『大和国条里復原図』(前掲), 第 83 図。
- (68)——奈良県立橿原考古学研究所編『大和国条里復原図』(前掲), 第 77 図。日本地名学研究所編『補訂大和地名大辞典』(前掲)の磯城郡三輪町金屋にも「大向寺 タイコウジ」が載せられている。
- (69)——『三箇院家抄』第二, 宇陀郡莊々郷々注文, 「宇陀郡田地帳案」(『春日大社文書』4 卷 798 号)。「にしやま 西山」(前掲『角川日本地名大辞典 29 奈良県』), 参照。
- (70)——至徳三年六月九日「一乗院良昭維摩会講師段米催状」(前掲)。「かさめ 笠目」(前掲『角川日本地名大辞典 29 奈良県』), 参照。
- (71)——奈良県立橿原考古学研究所編『大和国条里復原図』(前掲), 第 46 図。日本地名学研究所編『補訂大和地名大辞典』(前掲)には生駒郡安堵村笠目に「大講寺 タイコウジ」, 西安堵に「南大講寺」「北大講寺」が見える。
- (72)——井上和人『古代都城制条里制の実証的研究』(学生社, 2004年)。
- (73)——吉川真司「院宮王臣家」(同編『日本の時代史 5 平安京』, 吉川弘文館, 2002年)。
- (74)——ただし佐保田荘については, まず佐保の地に小治田寺領荘園があり, 平城遷都によってその場所に小治田寺が移転されたのではなかろうか。わざわざ京外に伽藍を構えたらしい平城小治田寺の特殊性も, そのように考えれば理解しやすい。
- (75)——石上英一『古代荘園史料の基礎的研究』(塙書房, 1997年)。
- (76)——小笠原好彦「同範・同形式軒瓦からみた奥山久米寺式の展開」(前掲『日本古代寺院造管氏族の研究』, 初発表 2005年)。
- (77)——今井天神山窯に近い一乗院領豊井荘大岡郷(史料⑥)が, かつて大后寺領であった可能性がわずかに残されている。嘉応二年(1170)八月十日「豊井荘地子注進状」(京都大学所蔵東大寺文書, 『平安遺文』7 卷 3554 号)には「佐保田殿」への地子進上が明記されており(『平安遺文』は「佐保田荘」と釈読するが写真版によって改めた), 関連文書も少なくないからである。豊井荘は平安末期, ある事情によって一時的に一乗院領から東大寺領(またはその院家領)になったと推測されるが, 詳論は他日を期したい。
- (78)——石上廃寺と白土荘の距離は 1.5 km であり, 姫寺廃寺も中ツ道から 500 m と離れていない。ただし, 横井瓦窯・横井廃寺は東方山間部に立地し, かなり遠い。
- (79)——吉川真司『シリーズ日本古代史 3 飛鳥の都』(前掲)。
- (80)——それぞれの典拠を掲げる。蘇我堅塩媛は『天寿国繡帳銘』, 穴穂部間人皇女は『天寿国繡帳銘』・『上宮聖徳法王帝説』, 宝皇女は『万葉集』1-8, 間人皇女は『日本書紀』天智四年二月丁酉条, 倭姫王は『日本書紀』天智十年十月庚辰条・『万葉集』2-147~149・153, 鸕野讃良皇女は『日本霊異記』上-25, である。
- (81)——『日本書紀』用明元年五月条, 推古十九年五月五日条, 同二十年五月五日条。
- (82)——『日本書紀』舒明即位前紀。
- (83)——『日本書紀』皇極元年九月辛未条・十二月壬寅条, 同齊明元年十月己酉条。

図版出典

- 図 1 佐川正敏・西川雄大「奥山廃寺の創建瓦」(註 12) 第 37 図
 図 2 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』8 (註 7)
 図 3 森下恵介「平城京左京二条五坊北郊の調査 第 171 次」(註 33)
 図 4 ベース図は国土地理院発行二万五千分の一地形図「奈良」
 図 5 ベース図は小澤毅『日本古代宮都構造の研究』(註 13) 第 1 図

(京都大学大学院文学研究科, 国立歴史民俗博物館共同研究員)

(2012年9月26日受付, 2012年12月10日審査終了)

Basic Study on Oharidadera and Taikoji Temples

YOSHIKAWA Shinji

The abandoned temple of Okuyama (Okuyama Kumedera Temple) located at Okuyama in Asuka Village, Nara Prefecture is considered to be an old temple founded in the 620s or 630s, and identified with the Oharidadera Temple found in bibliographical sources of olden times. However, with regard to the circumstances of the foundation of the Oharidadera Temple, to date, no firmly established theory has been formed. In this paper by rereading historical materials relating to ancient times through to the medieval period, the following conclusions were obtained.

1. Oharidadera Temple in Asuka was the leading convent in the late 7th century, and even in the 8th century the temple had a close relation with the Imperial Family. It was confirmed that concurrently with the relocation of the capital to Heijyo-kyo, the temple was moved to the northern outskirts of Heijyo-kyo, and the new temple was also called Oharidadera.

2. The Taikoji Temple in Nara, mentioned in historical materials covering the Heian period and later, in view of its geographical position, can be assumed to be the same as the Heijyo Oharidadera Temple. It would be reasonable to consider that Oharidadera Temple had the Buddhist name, Taikoji, since before the relocation of the capital to Heijyo-kyo.

3. Private estates owned by Taikoji Temple in Yamato Province, mentioned in the Kanyo Ruijusho collection, were systematically arranged in locations convenient for overland transportation on the Nakatsu-Michi road and water transport on the Yamato River; against this background a strong administrative and financial power can be inferred. These private estates can be considered to have been presented soon after the foundation of Oharidadera Temple, and one point to note is that their locations correspond to the distribution of eaves tiles used for the abandoned temple of Okuyama.

4. The Oharidadera Temple can be presumed to belong to the Oharida no Miya Palace, which was founded on the death of Empress Suiko, and in this context the temple can be assessed as a precedent of Kudara-daiji Temple, the first chokugan-ji (temple built at the order of the emperor) of Japan.

Key words: Old temple, private estates in old times, eaves tile, abandoned temple of Okuyama, Empress Suiko
